

作成日 2021/12/08

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	MUL-MY
製品コード	MUL1230030
供給者の会社名称	トラスコ中山株式会社
住所	105-0004 東京都港区新橋4丁目28番地1号
担当部門	東京商品部 PB品質保証課
電話番号	0120-509-849
FAX番号	0120-509-839
電子メールアドレス	techno.center@trusco.co.jp
緊急連絡電話番号	
推奨用途	固体描画材

### 2. 危険有害性の要約

#### 化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分3 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2A 発がん性 区分2 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分1 水生環境有害性 長期(慢性) 区分2 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。

#### GHSラベル要素

#### 絵表示



#### 注意喚起語 危険有害性情報

危険  
H319 強い眼刺激  
H331 吸入すると有毒  
H351 発がんのおそれの疑い  
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系の障害のおそれ  
H400 水生生物に非常に強い毒性  
H411 長期継続的影响によって水生生物に毒性

#### 注意書き 安全対策

粉じんを吸入しないこと。(P260)  
ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。  
(P261)  
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。  
(P271)

		環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
応急措置		吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
廃棄		漏出物を回収すること。(P391) 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
3-メチル-3-メキシ-1-ブタノール	41.03%	特定できない	(2)-3079	既存	56539-66-3
二酸化チタン	15.95%	TiO2	(1)-558,(5)-5225	既存	13463-67-7
酸化亜鉛	0.23%	ZnO	(1)-561	既存	1314-13-2
シクロヘキサン	0.17%	C6H10O	(3)-2376	既存	108-94-1

### 4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

口をすすぐこと。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

眼に入った場合

飲み込んだ場合

### 5. 火災時の措置

適切な消火剤

粉末消火剤、二酸化炭素、水噴霧、砂、一般的泡消火剤。

使ってはならない消火剤		情報なし
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置		消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
6. 漏出時の措置		
人体に対する注意事項 、保護具及び緊急時措置		作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項		環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材		本製品は、水汚染物なので土壤汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。 除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	物質を吸込み又は掃き取って廃棄用容器に入れること。
	安全取扱注意事項	不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。
保管	接触回避 衛生対策 安全な保管条件	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 排気用の換気を行うこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 環境への放出を避けること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。 『10. 安定性及び反応性』を参照。
8. ばく露防止及び保護措置		
設備対策		空気中の濃度を制御するには、一般適正換気で十分である。
保護具	呼吸用保護具	必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。
	手の保護具 眼、顔面の保護具 皮膚及び身体の保護具	必要に応じて個人用保護手袋を使用すること。 眼の保護具を着用すること。 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。
9. 物理的及び化学的性質		
物理状態		固体
形状		固体
色		黄色
臭い		エーテル臭
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲		データなし
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界		データなし

引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分	データなし
配係数	
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし
<b>10. 安定性及び反応性</b>	
反応性	情報なし
化学的安定性	情報なし
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし
<b>11. 有害性情報</b>	
急性毒性	データなし
皮膚腐食性／刺激性	データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	データなし
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	データなし
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	データなし
誤えん有害性	データなし
<b>12. 環境影響情報</b>	
水生環境有害性 短期(急性)	データなし
水生環境有害性 長期(慢性)	データなし
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし
<b>13. 廃棄上の注意</b>	
残余廃棄物	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。</p>

## 汚染容器及び包装

容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 14. 輸送上の注意

## 国際規制

海上規制情報  
Marine Pollutant  
Liquid Substance  
Transported in Bulk  
According to MARPOL  
73/78, Annex II, the  
IBC Code

該当しない  
Not applicable  
Not applicable

## 国内規制

航空規制情報  
陸上規制  
海上規制情報  
海洋汚染物質  
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質

該当しない  
該当しない  
該当しない  
非該当  
非該当

航空規制情報  
該当しない  
なし

## 緊急時応急措置指針番号

## 15. 適用法令

## 労働安全衛生法

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)  
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

- ・シクロヘキサン(法令指定番号:231) (0.17%)

- ・酸化チタン(IV)(法令指定番号:191) (15.95%)

- ・酸化亜鉛(法令指定番号:188) (0.23%)

非該当

非該当

毒物及び劇物取締法  
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

優先評価化学物質(法第2条第5項)

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

化審法  
水質汚濁防止法

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

## 大気汚染防止法

有害でない物質(施行令別表第1の2)

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

輸出貿易管理令別表第1の16の項

## 海洋汚染防止法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

外国為替及び外国貿易法  
水道法

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

## 下水道法

労働基準法

じん肺法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第  
35条別表第1の2第4号1)  
法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業

16. その他の情報

参考文献

その他

JIS Z 7253:2019

記載項目は作成日時点で入手できる資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。

また、本製品安全性データシートは、調剤として大量のインキを取り扱う場合を想定しており、一般消費者の方が製品として取り扱う際の注意点とは一致しません。

記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。